

## 別府市有料広告掲載要綱

制定 平成18年2月13日

別府市告示第31号

改正 平成20年4月1日

別府市告示第128号

平成31年3月29日

別府市告示第122号

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び活力ある地域社会の実現を図るため、市の資産を広告媒体として活用し、有料で広告掲載することに関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において「広告媒体」とは、次に掲げる市の資産のうち、広告を掲載することができるものをいう。

- (1) 市が所有する公用車及び構造物
- (2) 市が作成し、及び管理しているウェブページ
- (3) 市が発行する広報物及び印刷物
- (4) その他市の資産のうち市長が定めるもの

2 この要綱において「広告掲載」とは、広告媒体に企業等の広告を掲載又は掲出することをいう。

### (広告掲載の基準)

第3条 市長は、広告掲載の公平性及び中立性を保つため、広告掲載の基準を別に定める。

### (広告掲載の規格等)

第4条 広告掲載の規格、期間、募集方法及び料金又は使用料（以下「規格等」という。）は、広告媒体ごとに別に定める。

### (広告掲載の承諾等)

第5条 広告掲載をしようとする者（以下「広告申込者」という。）は、あらかじめ市長の承諾又は許可（以下「承諾等」という。）を受けなければ

ならない。

- 2 市長は、承諾等の可否を第3条の規定により定める広告掲載の基準により決定し、広告申込者にその旨を通知しなければならない。
- 3 市長は、承諾等を行うに際して、広告の内容、デザイン、形状、材質等（以下「広告仕様」という。）の変更を指示し、又は必要な条件を付すことができる。

（広告主の責務）

第6条 広告掲載の承諾等を受けた者（以下「広告主」という。）は、法令を遵守し、法令に反する行為又はそのおそれのある行為をしてはならない。

- 2 広告主は、広告掲載する広告に関する財産権の権利処理を完了していなければならない。
- 3 広告主は、広告仕様が第三者の権利を侵害するものであってはならない。
- 4 広告主は、広告掲載する広告に関する一切の責任を負うものとし、第三者からの苦情若しくは被害の申立て又は損害賠償の請求があったときは、自らの責任で解決しなければならない。
- 5 広告主は、承諾等を受けた広告掲載の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

（広告掲載の協議及び指示）

第7条 広告主は、承諾等を受けた広告掲載について、その方法、日程等について市長と協議の上、その指示に従わなければならない。

（広告の取りやめ）

第8条 広告主は、自己の都合により承諾等を受けた広告掲載を取りやめることができるものとする。

- 2 前項の規定により広告掲載を取り止めるときは、広告主は書面により市長に申し出なければならない。

（広告仕様の変更）

第9条 市長は、広告掲載した広告仕様がこの要綱、第3条の規定により定める広告掲載の基準、第4条の規定により広告媒体ごとに定める規格等又は第5条第3項の規定による指示若しくは条件に違反していると判

断したときは、広告主に対して広告仕様の変更を求めることができるものとする。

(広告掲載に係る契約の解除等)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告掲載に係る契約を解除し、又は許可を取り消すことができるものとする。

- (1) 広告主がこの要綱又は第4条の規定により広告媒体ごとに定める規格等に反したとき。
- (2) 広告主が、前条の規定による広告仕様の変更に従わないとき。
- (3) その他広告掲載が適切でないと市長が判断したとき。

(広告物の撤去等)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載した広告物の撤去、削除、塗りつぶし等を行うことができるものとする。

- (1) 広告主が広告掲載の期間満了後においても広告物を撤去せず、又は削除しないとき。
- (2) 前条の規定により広告掲載に係る契約の解除又は許可の取消しをされた広告主が広告物を撤去せず、又は削除しないとき。
- (3) 広告主が倒産、解散等により消滅したとき。

2 前項の広告物の撤去、削除、塗りつぶし等に要する費用は、広告主の負担とする。ただし、前項第3号に該当するときは、この限りでない。

(委員会)

第12条 広告掲載の公平性及び中立性を保つため、別府市広告審査委員会（以下「委員会」という。）を設ける。

- 2 委員会は、総務課長、総合政策課長、秘書広報課長、情報推進課長、都市政策課長及び教育政策課長の職にある者を委員として組織する。
- 3 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員長は総合政策課長の職にある者を、副委員長は委員長が委員のうちから指名する者をもって充てる。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 委員会は、次に掲げる事項について検討を行い、その結果を市長に報

告するものとする。

- (1) 第3条の規定により定める広告掲載の基準に関すること。
- (2) 第5条第2項の決定が困難な広告掲載の当該決定に関すること。
- (3) その他広告掲載に関し市長が必要と認める事項

(会議)

第13条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第14条 委員会の庶務は、総合政策課において処理する。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成20年4月1日告示第128号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成31年3月29日告示第122号）

この要綱は、告示の日から施行する。